

関係法規・制度まとめ

【法とは】

・人間の行為を規律する規範

・国家・政治と密接に結びついた社会規範

・国家権力を背景に強制力をもつ社会規範

【日本の法令体系と効力の強い順】◎美容師法を所管する国の機関は、厚生労働省である

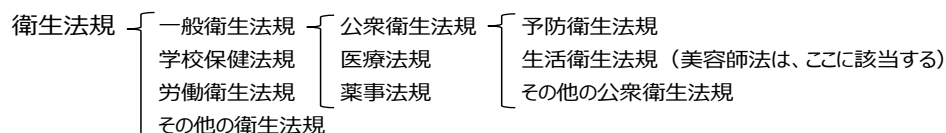
①	憲法	・国の最高法規	
②	法律 (美容師法)	・国会の議決によって制定	
③	命令	・国会の議決を経ないで行政機関が制定する。政令、省令、内閣府令がある ※ 法律の特別の委任がなければ、罰則を設けられない	
	③-①	政令 (美容師法施行令)	・内閣が憲法および法律を実施するために制定
	③-②	省令 (美容師法施行規則)	・各省大臣が、法律または政令を実施するために制定する ※ 美容師法施行規則は、厚生労働大臣が制定する『厚生労働省令』
		内閣府令	・内閣総理大臣が制定する
④	自治法規	・地方公共団体が制定する。条例と規則がある	
	④-①	条例 (美容師法施行条例)	・地方公共団体が議会の議決を経て制定 ※ 国の法令に違反しない限り、自由に定められる ※ 一定の限度内で罰則を設けられる (2年以下の懲役)
	④-②	規則	・都道府県知事、市町村長等が制定 (議会の議決を要しない)

【条約】 国家と国家との関係を定めたもの

【衛生法規 (衛生行政に関する法令)】

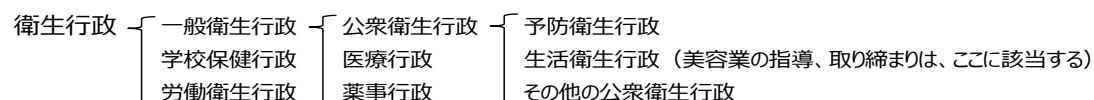
・衛生法規とは、日本国憲法に規定する理念 (憲法第25条) を増進する目的として制定された法律や命令、規則などの総称

憲法第25条	『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない』
--------	---



【衛生行政とは？】

・国や地方公共団体が憲法第25条にしたがい、公衆衛生の向上と増進をはかるために衛生法規に基づいて行う行政である



【保健所】 衛生行政の中核機関

- ・保健所の設置、役割は、地域保健法で定めている
- ・地域における疾病の予防、健康増進、生活衛生など公衆衛生活動の中心となる機関
- ・都道府県、保健所設置市または東京都の特別区が設置する衛生行政機関である
 - ※ 環境衛生監視員が配置されている (環境衛生監視員 → 美容所の立ち入り検査・美容所開設の際、施設の検査確認)
- ・保健所の業務 (14項目・教科書P34参照) ← 健康保険は属さない
 - ※ ④ 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理・清掃その他の環境の衛生に、美容師法の施行に関する業務が含まれる

【美容師法】

美容師法の目的	・美容師の資格を定めるとともに、美容業が適正に行われるように規律し、もって公衆衛生の向上に資することを目的としている
美容とは？	・パーマントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう
美容師とは？	・厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者 ※ 業とするとは？・・・社会生活上の1つの役割として反復継続的に行うこと

【美容師試験】

- ・厚生労働大臣またはその委任を受けた指定試験機関が行う
- ・美容師として必要な知識及び技能について行う
- ・都道府県知事の指定した美容師養成施設を卒業した者が受験できる
受験にあたって、年齢の上限、性別、その他の資格の制限はない
本籍・住所・卒業養成施設の所在地に関係なく、どの試験会場で受験してもよい
- ・合格すれば合格証書が交付される
- ・筆記、実技試験のいずれかに合格すれば、次回の美容試験に限り、申請により合格した試験が免除される

【美容師免許】

- ・免許は、取り消し処分を受けない限り、生涯にわたって有効で、効力は日本国内全域
- ・美容師試験に合格した者からの申請に基づいて、適格者に与えられる
- ・美容師免許は指定登録機関の美容師名簿に登録した時点から効力がある
※ 美容師の免許を受けていない者が美容を業として行った場合は30万円以下の罰金に処せられる

【免許申請の手続き】

- ・美容師免許申請書に下記の①、②を添えて厚生労働大臣（指定登録機関）に提出する
 - ① 戸籍謄本、戸籍抄本、住民票の写しのいずれか
 - ② 精神の機能の障害に関する医師の診断書

【合格しても免許を与えられない者（免許の欠格条件）】

- ① 心身の障害により美容師の業務を適正に行うことができない者として 厚生労働省令で定めるもの
- ② 無免許で美容を業とした者
- ③ 以前美容師で、業務の停止処分を受け、業務の停止期間中に美容を業としたために免許の取り消し処分を受けた者
※ ②と③の場合、深く反省していると認められれば与えられる場合がある

【免許を受けてから変更等があったときの手続き】

本籍地、または氏名を変更したとき	・30日以内に厚生労働大臣（指定登録機関）に、名簿の訂正の申請と、免許証の書き換え交付を申請する
免許証を破り、汚し、紛失したとき	・厚生労働大臣（指定登録機関）に再交付の申請ができる ※ 再交付を受けたのち紛失した免許証を発見したときは、5日以内に厚生労働大臣（指定登録機関）に、返納する
死亡したり、失そう宣告を受けたとき	・戸籍法により死亡または失そう宣告の届出をする義務のある者が、30日以内に、名簿の登録の削除を申請し、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許証を返納しなければならない
免許取消し処分を受けたとき	・速やかに、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許を返納する
業務停止処分を受けたとき	・速やかに、その処分を行った都道府県知事、保健所設置市長等に免許を提出する

【美容の業を行う場合に講ずべき措置】

- ① 皮ふに接する布片及び皮ふに接する器具を清潔に保つこと
 - ② 皮ふに接する布片を客1人ごとに取り替え、皮ふに接する器具を客1人ごとに消毒すること
 - ③ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置
- ※ ①と②は全国一律で、③は都道府県が地方の実情に合った措置内容を条例で定めることができる

【業務の停止処分】速やかに、都道府県知事、保健所設置市長等に免許を提出する

- ① 特別の事情なしで美容所以外で美容の業をした場合
- ② 法定の衛生措置を講じなかった場合
- ③ 伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不相当と認められる場合

【免許の取消し処分】速やかに、厚生労働大臣（指定登録機関）に免許を返納する

- ① 精神の機能の障害により、美容師の業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者となった場合
- ② 業務の停止処分に違反して、業務の停止期間中に美容を業とした場合

【再免許】

・ 免許の取消し処分を受けた者のうち、再免許が与えられるのは	上記 ① の場合、支障がないと判断された場合、
	上記 ② の場合、深く反省していると認められた場合

- ・ 再免許が与えられる場合、改めて美容師養成施設で学んだり、美容師試験を受けたりする必要はない

【管理美容師】

- ・ 美容師である従業者の数が常時2人以上いる美容所におく必要がある（違反すると美容所の閉鎖命令）
- ・ 同一人が同時に2ヶ所以上の美容所の管理美容師にはなれない
- ・ 美容所の開設者は資格があれば、みずから管理美容師となれる
- ・ 管理美容師の職務には、施設の衛生管理ばかりでなく、美容の業務を衛生的に管理することも含まれる
- ・ 美容師の免許を受けたのち、3年以上美容の業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定する講習会の課程を修了していることが必要

【美容所の開設の届出】届出先は開設地を管轄する都道府県知事・保健所設置市長等

- ・ 開店日より前ならいつでもよい（しかし、開設届提出後、施設の構造設備の検査確認を受けなければ、店を使用できない）
- ・ 届出義務者・・・美容所の開設者
- ・ 開設届を行わず、または虚偽の届け出を行った場合30万円以下の罰金
- ・ 開設者は美容師でなくてもよい。また、2ヶ所以上の美容所の開設者を兼ねることができる
- ・ 会社の福利厚生のために設けた社員の美容所でも提出する（美容を業として行っている施設は、法律上は美容所である）

【開設の届出の事項】美容師法（法律）及び美容師法施行規則（厚生労働省令）で定められている（全国共通）

①	美容所の名称及び所在地	⑤	美容師の氏名、登録番号。その他の従業者の氏名
②	開設者の氏名、住所	⑥	美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨
③	管理美容師をおく場合は、その者の氏名および住所		
④	美容所の構造および設備の概要	⑦	開設予定年月日

【開設の届出に添付する書類】

- ・美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無を明らかにした医師の診断書
- ・管理美容師については、美容師の免許を受けたのち3年以上美容の業務に従事し、都道府県知事の指定する講習会の課程を修了したことを証する書類
- ・開設者が外国人の場合、正当に日本に在留していることを証明する書類

【施設の検査確認】 都道府県知事・保健所設置市長等（実際は環境衛生監視員）がおこなう

- ・開設の届出をした施設は、構造設備について衛生上支障がないかどうか検査を受けなければならない
- ・検査の結果、定められた衛生措置を講ずるのに適すると認められれば、通知または検査確認済証が開設者に渡される
※ 確認を受けないまま美容所を使用したときは、30万円以下の罰金に処せられる

【変更等の届出】 変更または廃止のあったのち速やかに都道府県知事・保健所設置市長等に届け出る

① 開設の届け出事項に変更が生じた時	④ 従事している美容師が結核、皮膚疾患その他の伝染性疾病に感染したとき
② その美容所を廃止したとき	
③ 新たに美容師に従事させた時	⑤ 管理美容師を設置または変更したとき

※ 変更届を行わず、または虚偽の届け出を行った場合30万円以下の罰金

【開設者の地位の承継】

- ・美容所の開設者について相続または合併があった時には、相続人もしくは合併後存続する法人等は、当該美容所の開設者の地位を承継することができる
※ 承継後すぐに都道府県知事・保健所設置市長等に届け出るだけで、あらたに開設の届出をする必要はない

【美容所の開設者が講ずべき衛生措置】 ※ 開設者が、規定に違反して衛生措置をおこたった場合、美容所の閉鎖命令を受ける

① 常に清潔に保つこと	・床および腰板には、コンクリート、タイル、リノリューム、板等の不浸透性材料を使用すること ・洗い場は流水装置とすること ・ふたつきの汚物箱および毛髪箱を備えること
② 消毒設備を設けること	・美容師法施行規則に定められている消毒方法を行うことのできる消毒設備 ・採光および照明は作業面の照度を100ルクス以上とする
③ 採光・照明および換気を十分にすること	・換気については美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つ
④ その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置	・上記①②③は全国一律で、このほかに、都道府県が地方の実情に応じて、具体的な条例を定めることができる

【美容所の閉鎖命令】 都道府県知事、保健所設置市長等が行う ※ 閉鎖命令に違反したときは、30万円以下の罰金

- ① 美容所の開設者が規定に違反して管理美容師をおこななかったとき
- ② 美容所の開設者が規定に違反して衛生措置をおこたったり、行わなかったとき
- ③ 美容所の開設者が、美容師でない者や、美容師であっても業務の停止処分を受けている者に美容の業を行わせたとき
- ④ 美容師が規定に違反して業務上講ずべき衛生措置をおこたったことについて、その美容所の開設者がこの違反行為を防止するための相当な注意および監督をおこたっていたとき

【美容所以外での業務】 美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない

※ ただし、政令(施行令)で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

特別の事情	① 疾病その他の理由により、美容所に来る事ができない者に対して美容を行う場合 ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に美容を行う場合 ③ 上記①、②のほか、都道府県、保健所設置市または特別区が条例で定める場合
-------	---

- ・出張美容を行う場合も、法に規定する美容の業を行う場合に講ずべき措置と同等の衛生措置を講ずる必要がある

【美容所への立ち入り検査】 都道府県知事・保健所設置市長等が必要があると認めるときに、環境衛生監視員を立ち入らせる

- ・美容師及び美容所の開設者が適切な衛生措置を講じているかどうかを検査するために行うもの
- ・都道府県知事・保健所設置市長等は、相手方の承諾の有無にかかわらず美容所に立ち入る権限がある
- ・環境衛生監視員は、身分証明書を携帯し、請求があれば開設者等に示さなければならない
- ・立ち入り検査を拒んだり、妨げたりした者は30万円以下の罰金に処せられる

【行政処分】 違反状態をなくすために、行政機関が行政権に基づき行う行政行為（不利益処分ともいう）

美容師に対する行政処分	都道府県知事、保健所設置市長が行う	業務停止処分
	厚生労働大臣が行う	免許の取消し処分
美容所の開設者に対する処分	都道府県知事、保健所設置市長が行う	美容所の閉鎖命令

- ・行政機関がその行政権に基づいて行う行為であり、裁判所の令状に基づいておこなうものではない
- ・行政手続法に基づき、処分を受けるものに意見陳述をする機会を与えなければならない
- ・違法、不当な行政処分を受けた場合、行政不服審査法により不服を申し立てることができる（審査請求）

【美容師法の罰則】 下記の①～⑤までの行為のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処せられる

① 無免許	・美容師免許を受けないで、美容を業とした者
② 開設届の不提出・虚偽等	・美容所の開設の届出をしなかった者 ・開設の届出事項に変更があったときに届出をしなかった者 ・美容所を廃止したときに届出をしなかった者 ・これらの届出をしても、偽りの事項を記載して届け出た者
③ 未検査確認での営業	・美容所の開設届けをしたが、構造設備についての検査確認を受けないで、その美容所を使用した者
④ 環境衛生監視員への妨害行為	・環境衛生監視員による立ち入り検査の妨害行為をした者
⑤ 閉鎖命令違反	・都道府県知事、保健所設置市長等が行う美容所の閉鎖命令に従わなかった者

◎ 刑罰は裁判によって科せられる。違反者に対して30万円以下の罰金を科すことができるのは裁判所のみ

【関連法規】

【生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）】 ※生衛業には美容業も含まれます

- ・施設改善向上、経営健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図り、利用者・消費者の利益を守ることが目的

① 営業者組織の自主的活動の促進	生活衛生同業組合（生衛組合）の設立
② 過度の競争がある場合の料金等の規制	各都道府県の生衛組合で 適正化規定 を定める
③ 生衛業の振興の計画的な推進	厚生労働大臣が 振興指針 を定め、 生衛組合が振興計画 を策定
④ 経営の健全化、苦情処理体制の整備	生活衛生営業指導センターの設立
⑤ 営業方法、取引条件の表示を適正化	生活衛生営業指導センターが 標準営業約款 を定める

生活衛生同業組合	・各都道府県に1個ずつ設立できる	・組合の加入、脱退は自由	・営利を目的としない
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・生衛業の振興を図るため、厚生労働大臣の振興指針に沿って、生衛組合が振興計画を策定する ① 組合員が過度の競争で、健全な経営や衛生措置が妨げられるおそれがある場合、料金、販売価格、営業方法の制限を行うために適正化規定を定める ※ 美容業生活衛生同業組合では、施術料金や営業料金の統一は行えない ② 共同施設の設置、資金のあっせん、養成施設の経営、技能の改善向上、共済事業 ③ 衛生施設の改善向上、経営の健全化の指導 		
生活衛生営業指導センター	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の健全化で、衛生水準の維持向上を図り、利用者消費者の利益を守る目的で設立 ・サービスや技術などをわかりやすく表示し、消費者の利便性を図るために標準営業約款を定める 		

【株式会社日本政策金融公庫法】

- ・この法律に基づき、美容業等の生活衛生関係営業に対する融資制度が設けられている

【労働基準法】

- ・労働条件の最低基準などを定め、すべての労働者が良好な労働条件のもとで働くことができ、人間としてふさわしい生活ができるようにすることを目的としている
 - ※ 美容業も労働基準法の適用を受ける事業であるが、同居の親族のみを使用している場合は適用されない
 - ※ 美容所の使用者（開設者）は、従業者に、賃金、労働時間その他の労働条件を明示し、一定の休憩時間や休日を与えなければならない。また、従業者の意思に反して、労働を強制してはならない

【医師法】

- ・医師の資格について定めた法律であり、医師の任務、免許、国家試験、業務と業務上の義務、卒後臨床研修、医道審議会等について規定している
- ◎ 医療行為にあたり、医師免許を有しない者が業とすると医師法に違反するもの
 - ① レーザー光線などによる永久脱毛
 - ② アートメイク
 - ③ 酸等の化学薬品を使用して表皮剥離を行うケミカルピーリング

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】

- ・この法律では、美容所で使用する医薬部外品、化粧品についても規制の対象となっている

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）】

- ・総合的な感染症予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療について定めた法律（結核も含む）
- ◎ 感染症を伝染させるおそれのある患者に対し、その症状ごとに、期間と業務の形態を厚生労働省令で定め、その業務に従事することを禁止することができる
 - ※ 美容師法では、業務停止の対象となるのは美容師だけであるが、感染症法では、美容所で働く美容師以外の人も含まれる

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- ・廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とともに、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図ることを目的としている
 - ※ 美容業にともなって排出される廃棄物は、事業系一般廃棄物とよばれる

【地域保健法】

- ・地域保健対策の推進に関する基本指針や保健所の設置について定めている

【消費者基本法】

- ・消費者利益の擁護及び増進について、国、地方公共団体及び事業者の責務を定め、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としている

【個人情報の保護に関する法律】

- ・個人情報の適正な取り扱いに関し定めたもの（美容所の利用者カルテも規制の対象となっている）